

平塚市教育委員会令和3年1月定例会会議録

開会の日時

令和3年1月21日（木）14時

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 林 悦子 委員 目黒 博子 委員 梶原 光令
委員 守屋 宣成

説明のため出席した者

◎学校教育部

学校教育部長	石川 清人	教育指導担当部長	川崎 登
教育総務課長	宮崎 博文	教育総務課教育総務担当長	太田 恵
教育総務課企画担当長	松本 信哉	教育施設課長	平田 勲
学校給食課長	熊川 泰成	学務課長	市川 豊
教職員課長	岩田 裕之	教育指導課長	石井 鮮太
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	鈴木 真吾
子ども教育相談センター所長	神田 陽一		

◎社会教育部

部長	平井 悟	社会教育課長	鈴木 和幸
中央公民館長	藤田 忠義	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	栗山 雄揮
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和3年1月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和2年12月定例会の会議録の承認をお願いします。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和2年12月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)令和2年度文化関係コンクール等上位入賞者について

【報告】

○吉野教育長

今年度の上位入賞者を報告するものである。詳細は教育指導課長が報告する。

○教育指導課長

文化コンクールの多くは、夏季休業前に募集がかけられ、夏季休業中に自主的に児童・生徒が作品づくりに取り組み、応募したものとなる。各コンクールの審査内容は、市の選考会から段階を経て全国へ選出されるもの、初めから全国規模で募集し選考されるもの、また、全国までつながらず、県の時点で終了するもの等、様々であるが、上位入賞者については、1月15日までに各学校から報告があった、県レベル以上で入賞した作品の紹介となる。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、コンクールが開催されなかったり、夏季休業の短縮で、児童・生徒が作品に取り組む時間がなかったりしたことで、入賞者数も例年より少なくなっている。

小学校では、全国規模のコンクールで20点・関東3点・県34点の合計57点、中学校では、全国4点・県9点の合計13点となっている。

時間の関係上、一つ一つの作品について触れていくことはできないので、上位入賞作品の中から、特徴のあるものを数点まとめたので紹介する。

小学校3点の紹介として、始めに、富士見小学校3年生が「第32回全国児童 水辺の風景画コンテスト」において、今年度の応募数6,556点の中から、入賞作品23点の一つ、「日本ユネスコ協会連盟賞」を受賞した。

このコンクールは、子どもたちが水辺へ出かけ、新たな発見・体験をする機会を創出するとともに、表現することを通じて感性を育むことを目指し、平成元年から毎年実施されているコンテストである。

作品名は「シラサギみつけたよ！」で、作品への思い・受賞の感想等は「相模川に生息しているサギと季節の花々を描きました。このきれいな花や鳥たちがこれからもずっとみられるといいなと思います」とのことである。

続いて、大野小学校2年生が「第35回 WE LOVE トンボ絵画コンクール」において、107,367点の応募作品の中から 小学2年生の部「文部科学大臣賞」を受賞した。

このコンクールは、美しい自然のシンボルであるトンボを愛し、守る心を育成し、失われつつある、かけがえのない自然と生き物の大切さを啓蒙することを目指し、昭和61年から毎年実施されているコンクールである。

作品名は「夕やけ空で にこにこ なわとび」で、作品への思い・受賞の感想等は「トンボをさがしに家ぞくと海や山へ行きました。夕方にひらつかの海でトンボをたくさん見

つけました。きれいな夕日の中で、トンボと大すきななわとびをやりたいと思いました。今年もトンボを見つけて楽しい気持ちになる絵をかきたい」とのことである。

続いて、吉沢小学校2年生が「第45回ゆうちょアイデア貯金箱コンクール」で、応募された298,593作品のうち、1次審査で240作品に入り、「すてきなデザイン・アイデア賞」に選ばれた。

このコンテストは、貯金箱の作製を通じて、子どもたちの造形的な創造力を伸ばすとともに、貯蓄に対する関心を持つことを目的としているコンクールである。

作品名は、「ひみつのちょきんばこ」で、作品への思い・受賞の感想等は「普段、家で遊んでいるブロックからヒントを得て、入口も出口もわからない貯金箱にしようと考えました。ちょうどキッチンの壁にはりつけようと買ってあった木がたくさんあったので、それを利用したら良い雰囲気貯金箱になりました」とのことである。

【質疑】

なし

(2)その他

なし

2 議案第13号 平塚市学校における危機管理対応及び学校緊急支援(心のケア)マニュアルの策定について

【提案説明】

○吉野教育長

文部科学省の「学校事故対応に関する基本方針」に基づき、本市での取組等について策定するものである。詳細は教育指導課学校安全担当課長から説明する。

○教育指導課学校安全担当課長

まず、「策定の趣旨」として、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」では、学校管理下において発生した事件事故等については、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証、さらには、子どもたちに対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止の徹底等が求められている。

また、平塚市立学校事故事件等調査委員会からは、平成26年10月に本市で発生した児童死亡事件の検証を踏まえ、同様の事件事故を未然に防ぐことはもとより、事件を風化させることなく、更なる学校安全の構築に向けて取組を進めるよう、教育委員会に対して提言がなされている。

このような状況を踏まえ、学校安全の組織的管理を一層充実するとともに、教職員一人一人の安全意識を高め、子どもたちが安全で安心して過ごせる学校・幼稚園づくりを進めるため、教育委員会の基本的な考え方をまとめた「平塚市学校における危機管理対応」及び「平塚市学校緊急支援(心のケア)マニュアル」を策定するとともに、各学校・幼稚園が、それぞれ「危機管理マニュアル」を作成することとした。

次に、「各マニュアルの内容」として、「平塚市学校における危機管理対応」では、各学校・幼稚園が危機管理マニュアルを作成する際に、教育委員会の危機管理に関する考え方を確認することができるよう策定するものであり、学校の安全と危機管理についての基本的な考え方や、学校と教育委員会の具体的な取組内容、緊急支援対応時の流れ等について記載している。

「平塚市学校緊急支援（心のケア）マニュアル」についても同様に、各学校・幼稚園が危機管理マニュアルを作成する際に、教育委員会の学校緊急支援に関する考え方を確認することができるよう策定するものであり、心理的な支援が必要な例や、心のケアの必要性、初期対応や中長期支援、あるいは必要に応じた支援等について記載している。

これらを踏まえ、今後、各学校・幼稚園が危機管理マニュアルを作成することになるが、各学校・幼稚園のマニュアル作成に向けた取組を更に支援するため、危機管理マニュアルの例示版及びマニュアル作成の手引きを提示することとした。

次に、「推進体制」として、令和3年度から、各学校・幼稚園の学校安全に係る担当者の名称を「学校安全担当」に統一するとともに、その役割をより明確にしていく。また、担当者が中心となり、危機管理マニュアルの見直しを適宜行っていく等、更なる学校安全の充実を図っていく。

最後に、「スケジュール」として、令和3年2月には、各学校・幼稚園に対して各種マニュアルを提示するとともに、新年度には、小・中学校教頭研究会や学校安全担当者会において、危機管理マニュアル作成に係る説明を行い、9月の運用開始を目指して諸準備を進めていきたいと考えている。

【質疑】

○目黒委員

危機管理については、保護者も大変心配していることであり、関心も高いと思うので、しっかりと構築しておくことが大切である。

内容を整理するに当たり、学校安全計画と学校安全防災計画、学校危機管理マニュアルの関係性について、学校危機管理マニュアルの構成を見る限りでは、学校安全防災計画の内容は含まれると思われるが、資料の中には「学校安全防災計画の提出も含める」、「学校安全計画を含む」、「学校危機管理マニュアルと学校安全計画の集約と内容確認」と表記されている箇所がある。学校では、学校危機管理マニュアルの他に、2つの計画も作成する必要があるのか。

また、未然防止のための具体的な取組についても、学校危機管理マニュアルの中にまとめられるということによいのか。

○教育指導課学校安全担当課長

これまで学校では、学校安全防災計画を作成し、教育委員会に提出していたが、学校危機管理マニュアルを新たに作成して提出することに伴い、学校安全防災計画の内容は含まれることから、個別に作成する必要はない。

また、学校安全計画についても、教育委員会から年間の指導計画の案を例示し、学校危機管理マニュアルの中で一本化して作成してもらうことになる。

未然防止のための具体的な取組は、学校危機管理マニュアルの第2章に「未然防止・事前体制整備」として設けることから、各学校の安全対策については、この部分に記載してもらうことになる。

○目黒委員

とても細かく丁寧なものになっているので、対応の漏れを無くすためにも、このようなマニュアルは必要であると思うし、作成した後も教職員間で共有をしっかりとしていかなければならないと感じた。

このマニュアルを活用するような出来事がないことを祈るが、地震や風水害を含めて何が起こるか分からないので、危機管理に対して常に体制を整えておかなければならないということを、改めて実感した。

また、実際に起きてしまった時には、現場では子どもたちの対応で手一杯になってしまおうと思うので、対外的な対応や心のケアを支援する、緊急支援チームが速やかに派遣されるとよいと思う。

○林委員

「未然防止」という言葉の意味について確認したい。

○教育指導課学校安全担当課長

この言葉は、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に使用されており、引用しているものである。

○吉野教育長

「未然に防止する」ということであって、略してしまうと意味を掴みづらくなってしまふところはあると思う。

マニュアルは、実際に運用していく中で、その都度見直しを図っていくことになる。

○教育指導課学校安全担当課長

一度作成して終わりということではなく、学校や地域の状況、国の動向を踏まえつつ、それぞれの学校の中で、適宜見直しを図ってもらいたいと考えている。

また、こちらから変更が必要であると思う場合には、各学校とやり取りをしながら、進めていきたいと思っている。

○梶原委員

学校に配置されている、臨床心理士等のスクールカウンセラーについて確認したい。

○子ども教育相談センター所長

現在、小・中学校には、本市が採用し派遣している13人と、県から派遣されている15人を配置している。

中学校には、県からの派遣で全15校に週1回、市からの派遣で9校に週1回、4校に隔

週1回、残りの2校には定例的ではないが、学校からの要請に応じて派遣している。

小学校には、全国的に派遣するといった状況が少ない中で、市からの派遣として全28校に週1回の派遣をしている。

○梶原委員

このマニュアルにおいて、スクールカウンセラーは、救護担当として位置付けられているということによいのか。

○教育指導課学校安全担当課長

スクールカウンセラーは、救護担当ではあるが、その後に必要となるカウンセリングについての役割を担うものであり、救護の実務に当たる部分は、養護教諭や保健主事等が担うことになる。

○守屋委員

緊急事態対応発生時の対応として、5つの項目について記載があるが、これ以外への対応にはどのように対応していくのか、考えとしてあれば教えてほしい。

○教育指導課学校安全担当課長

学校危機管理については、日々刻々と様々なことが起きている。例えば、最近では学校のブロック塀が崩壊した事例や、不審者の事例もいろいろな事件が発生している。全てを網羅できているとは思っていないので、その都度学校に対しても、臨機応変な対応を求めていくことになると考えている。

また、全市的に展開しなければならない事例があった場合には、危機管理マニュアルの考え方も随時変更する等して、小・中学校の職員の皆様と共通理解を図りながら対応を進めていきたいと思っている。

○吉野教育長

基本的には学校と教育委員会の密接な連携の中で、全体に周知しなければならないことは行う等、学校とやり取りをしながら作成していくものである。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

3 その他

なし

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会1月定例会は閉会する。

(14時24分閉会)